

京田辺市条例第 2 4 号

京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例

第 6 章 京田辺市ごみ減量化推進審議会

第 2 0 条 京田辺市ごみ処理基本計画に基づき、市、事業者及び市民が一体となったごみの減量化及び資源化の推進を図るため、法第 5 条の 7 第 1 項の規定により、京田辺市ごみ減量化推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査、審議等を行い、その結果を市長に答申する。

- (1) ごみ処理の基本方針となる計画に関すること。
- (2) ごみの減量化及び資源化の推進を図る方策に関すること。
- (3) ごみの減量化及び資源化の推進に係る調査及び研究に関すること。
- (4) ごみの減量化及び資源化の啓発事業の計画立案及び実施に関すること。
- (5) その他ごみの減量及び適正処理に関して必要な事項

3 審議会は、市長が委嘱し、又は任命する委員 1 7 人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

京田辺市規則第 78 号

京田辺市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例施行規則

(京田辺市ごみ減量化推進審議会)

第 6 条 条例第 20 条に規定する京田辺市ごみ減量化推進審議会（以下「審議会」という。）の委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 市議会議員
 - (2) 学識経験のある者
 - (3) 各種団体を代表する者
 - (4) 事業者を代表する者
 - (5) その他市長が適当と認める者
- 2 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
 - 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
 - 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 5 審議会は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が在任しないときの審議会は、市長が招集する。
 - 6 会長は、会議の議長となる。
 - 7 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 9 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
 - 10 審議会の庶務は、清掃衛生担当課において処理する。
 - 11 前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

京田辺市ごみ減量化推進審議会委員名簿

施行規則第6条 第1項中の各号	氏名	所属
(1) 市議会の議員	河本 隆志	京田辺市議会 建設経済常任委員
	榎本 昂輔	京田辺市議会 建設経済常任委員
(2) 学識経験を有する者	浅利 美鈴	京都大学地球環境学堂准教授
	米田 泰子	京都ノートルダム女子大学名誉教授
(3) 各種団体を代表する者	寺西 章郎	京田辺市協働のまちづくり推進協議会 会長
	鈴木 俊寛	市商工会会長
	藤田 捷正	京田辺エコパークかんなび
(4) 事業者を代表する者	太田 邦彦	株式会社椿本チェーン
	多田羅 純平	パナソニックデバイス日東株式会社
	藤森 真希子	株式会社平和堂 アル・プラザ京田辺
(5) 市長が適当と認める者	伊井 賢二	一般公募
	大野 祐子	一般公募
	衣川 伸子	一般公募
	津熊 祥典	一般公募
	中山 節子	一般公募

任期：令和元年12月19日から令和3年12月18日まで